

ここすまネット 会則

(名称)

第1条

この会の名称を「ここすまネット」とする。

(目的)

第2条

ここすまネットは、障害児者と障害児者に寄り添う皆が、こころ豊かに過ごせるような社会の実現を目指して活動する。

(活動)

第3条

ここすまネットは、次の活動を中心におこなう。

- (1) 障害児者・その家族・福祉関係者・有識者などが集い、協議する会を企画する。
- (2) 上記の協議から、必要に応じて行政への要望等をおこなう。
- (3) 障害児者、特に重度障害のある人たちの情報や制度、障害者関係団体の情報、その他、会の活動を掲載したホームページの運用。

(会員)

第4条

ここすまネットは、別表の会員をもって構成し、新たに加入を希望する場合は、役員
の承認を得るものとする。

(役員)

第5条

ここすまネットに次の役員を置く。任期は2年として、再任は妨げない。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 2名
 - (3) 企画委員 複数名
- 2 代表、副代表は会員の互選とする。
 - 3 代表は、ここすまネットの会務を統括する。
 - 4 副代表は、代表を補佐して、代表がその職務を行うことができない場合は、代行する。
 - 5 企画委員は、ここすまネットの協議においてこれに参加して、企画、立案を行う。

(会議)

第6条

ここすまネットの会議は，必要に応じて代表がこれを招集し，代表が議長となる。また，代表がこれを認めた場合は，会員以外のものを出席させ意見を聞くことができる。

(会計)

第7条

ここすまネットの会計は，会員および支援者の協賛金において行う。

- (1) 会計年度は，毎年4月1日にはじまり，翌年3月31日をもって終わる。また，企画委員から会計および会計監査を互選してこれを実施する。
- (2) ホームページを運用するための協賛金については別に定め，通常会計にて報告する。
- (3) 会計報告は，会員に周知する。

附則

この会則は，平成29年11月から実施する。

ここすまネットのホームページの運用に関する規程

(目的)

第1条

ここすまネットがホームページを運用するにあたり、継続して運用できるようにするため、またより充実することで、こころすまいるネットワークの活動を広く、市民に広報できるようにするために規程する。

(協賛金)

第2条

ホームページへのバナー広告

バナー広告（協賛団体のホームページとのリンク）は、年間 24,000 円(月額 2000 円)として、ここすまネットの活動に理解を示して、代表がこれを認めた団体に限る。

(会計)

第3条

ホームページの運用に関する会計は、一般会計で行い、別に会計を設けない。

附則 この規定は、平成 29 年(2017 年) 11 月 1 日より実施する。

役員

代表	中川史
副代表	徳原洋造
副代表	村尾晴美
企画委員	穴井郁子
	藤崎成美
	織田真澄
	鳥居美恵子
	林谷道子
	安部倫久
	佐々木昭
	嶋崎義幸
	野間久司
	正田昌義
	北山良平
	石原史真
	小柳翔太郎
	林谷浩二
	中川晋作